

# (仮称)久喜市自治基本条例策定 第6回 ワークショップ記録

日時	平成23年2月27日(日) 9:30~12:20
場所	久喜市鷲宮総合支所 4階第406会議室
参加者	市民ワークショップメンバー: 38名 久喜市自治振興課: 8名 (株)地域総合計画研究所: 5名
次第	1. 開会 2. 報告事項 3. 総当たりグループ検討の進め方 4. グループ別検討 5. グループ別検討結果の発表 6. 閉会
配布資料	資料1 提言書 たたき台原案 報告1 第5回ワークショップ記録 追加資料 たたき台に対する協議事項

## ○記録の要旨

### 1 開会

- ・ 配布資料の確認
- ・ 本日の進め方の説明
- ・ 終了時間の確認

### 2 報告事項

- ・ 議員との意見交換について、3月19日(土)の第7回ワークショップにご参加いただき、議員の皆様の視点でご意見をいただく予定との報告を行った。

### 3 総当たりグループ別検討の進め方

- ・ 提言書たたき台原案に対して、これまで担当してきたテーマだけではなく、全体を総当りに検討することの説明を行った。
- ・ 検討においては、「前文」、「目的」、「定義」と「追加資料」の協議事項についても議論することの説明を行った。

### 4 グループ別検討

- ・ グループに分かれ、提言書たたき台原案を総当りに検討を行った。

### 5 グループ別検討結果の発表

- ・ グループ内のワークショップメンバー(またはグループの進行役)により、検討内容の発表を行った。

## 6 閉会

- ・ 次回の日時と会場を確認した。

# 久喜市自治基本条例策定 市民ワークショップ

## 第6回 グループ検討の記録

### 1. 「参加・協働」グループ

#### 1. たたき台について

##### ①前文

###### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 文案無し

###### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

###### 【その他の意見：前文について】

- ・ 文体として格好が良い。基本的な方向としては良い。
- ・ 最初の節、位置や地形、道路、鉄道など具体的に分かるものを並べて説明されていて、非常に良いが、伝統・文化や教育熱心な風土なども具体的に分かるようだと、さらに良い。それを固有名詞で説明できないことは理解できるが、解説等による補足説明があると良い。
- ・ 2段落目は、一つ一つの文章が長すぎて、つながりが分かりにくい。同時に、2段落目以降の3つの段落はつながって一つの流れになっていることから、もう少し文章を練ってもらいたい。
- ・ 「公共」に関する説明文として、「市と市民の協働」というキーワードが入り、分かりやすくなっている。
- ・ 「市民自治の基本理念」や「地方自治の本旨」等、新たな言葉が加わっているが、さらに説明が必要な気がする。
- ・ 全ての条文を通して整理をし直した上で、最終的な言葉遣いを確定させることになるのであろう。

##### ②目的

###### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 文案無し

###### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

###### 【その他の意見：言葉遣いについて】

- ・ 前文の「久喜市は」や目的の「本市における」、後から出てくる「市は」等、同じ内容を指す言葉が使い分けられている。全ての条文を通して整理をし直した上で、最終的な言葉遣いを確定させる必要がある。
- ・ 「及び」や「並びに」等の表現が多い。「…と…」とは、何が違うのだろうか。条例本文になると法文作成のルールが有るのかもしれないが、議論している市民が理解するためには、あまり厳密な使い方に捉われないで、普通の言葉で表して欲しい。今回の作業結果は、ワークショップからの提言という性格であると思う。

### ③定義・基本原則

#### 1) 言葉の定義

《条例に盛り込む内容》

- ・ 文案無し

《解説・背景》

- ・ 文案無し

**【その他の意見：定義の内容について】**

- ・ だいたい、こういうことであると思うが、後の内容の確定を受けて、再整理して確定させることになると思う。

### ④市民

#### 2) 市民の権利及び3) 市民の責務

《条例に盛り込む内容》

- ・ 文案無し

《解説・背景》

- ・ 文案無し

**【その他の意見：市民の権利と責務の関係について】**

- ・ 「権利」と「責務」とは、お互いに補完する関係にあると言えるが、現実的に一番大きな問題は、参加する人が少ないということであり、「市民が市政に関心をもつ」ということが、一番重要である。
- ・ 「権利」については、常日頃から問題になることではなく、権利が侵害されること等がないように「確保」しておく、という性格のものと言える。

**【その他の意見：まちづくりについて】**

- ・ 「市政に参画する権利」と「まちづくりを自主的に行う権利」とは、範囲は違うが似たような内容である。
- ・ 「まちづくり」の内容としては、シャッター通りになってしまった商店街をどうしようとか、街灯がない暗い道を何とか明るくしたいということが思い浮かぶ。その主体としては、自治会や商工会議所等になるのかもしれないが、行政とも連携を取って進めなければならない。
- ・ 「まちづくり」は、市と市民の協働で行うということで良いのではないか。
- ・ 「まちづくり」という言葉で議論することは難しいが、実際に例を思い浮かべるとも結構大変である。さまざまな現実を、他のグループからも出してもらい、「まちづくり」の実態をはっきりさせて、条例の内容、言葉にしていくことが大事だ。

**【その他の意見：まちづくりを「自主的」に行う権利と「主体的」にまちづくりに参加する責務について】**

- ・ 「自主的」と「主体的」とは意味する内容は違うが、ここでは分ける必要はない。「主体的」と揃えておいて良い。

**【その他の意見：まちづくりの情報共有について】**

- ・ 「市政に関心を持つ」ことは、市民の責務であるが、「まちづくりの情報を共有する」ことは、市民の責務ということにはならない。「共有」ということは、市民と市という2つの立場が「共有する」ということを指す。

## ⑥参加・協働

### 2) 協働

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 「地域的な課題」を「市の課題」とする。

#### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

#### 【文案修正の理由】

- ・ 市民にとって分かりやすい言葉であるが、協働の範囲が全市に及ぶことも当然ある。

#### 【その他の意見：公共の言葉について】

- ・ 「公共」という言葉が曖昧なので、スッキリさせたいが、「公共」という言葉は、前文や他の箇所でも使われていることから、「まちづくり」と同じように、その中味をさらに積み上げて、より明確に説明できるように議論を続けて、その結果として、最も適切な言葉を選びとるようにすれば良い。すぐに、「公共」という言葉は使わない、「新しい公共の原則」は削除するというつもりではない。

## ⑦コミュニティ

#### 【その他の意見：コミュニティという言葉について】

- ・ ここで使われている「コミュニティ」という言葉は、「活動」や「組織体」であり、参加・協働グループの議論で出てきた一般名詞的な使い方とは、趣が異なっている。
- ・ 「行政は地域にできることは地域に任す」ということなど、「市民の権利」や「協働」の箇所で議論した方向とは違った結論になるのかもしれない。
- ・ 読めば分かるように思うが、心に留めておく内容となると何なのだろうかとも思う。ずっと心に留めておきたい重点となるところを、最初に方向付けしてもらおうと良い。

#### 【その他の意見：行政という言葉について】

- ・ 「行政は」という表現が出てくる。これまでは、「市は」と表現していたところである。全体を通して整理する必要がある。

## ⑧行政

#### 【行政の文案全般に対する意見】

- ・ これより前の部分と比べて、内容や言葉遣いが急に変わってくるように感じる。
- ・ 久喜市には、「すぐやる課」というところはあったのか（支所の市民税務課）。そういった内容は、どこに反映されることになるのだろうか。

### 2) 透明性の確保・説明責任

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 文案無し

#### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

#### 【その他の意見：市民目線の重要性】

- ・ 透明性の確保ということでは、「行政手続き」「説明責任」とも、「市民の目線で」ということが重要で、そのことを最初に掲げておきたい。
- ・ 「説明責任」については、「政策の立案段階から情報発信をしっかりと行います。」と「各段階で市民にわかりやすく、工夫して説明しなければならず、その説明責任

を有します。」の2項目からなっている。市民の目線で、情報発信、説明をするということを簡潔に表現すれば良い。

- ・ 旧久喜市自治基本条例では、「市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、その内容を市民にわかりやすく説明するよう努めなければならない。」となっている。

### 3) 行政評価

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 文案無し

#### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

#### 【その他の意見：総合振興計画と行政評価の順序】

- ・ 「総合進行計画との整合性を図りながら、行政評価を行う必要があります。」とあるが、旧久喜市自治基本条例では「行政評価を実施し、その結果を…総合振興計画の進行管理に反映させるとともに」となっていて、内容の順序が逆転している。
- ・ ここでは、どういう議論の経過であったのだろう。

### 5) 市長

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 文案無し

#### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

#### 【その他の意見：市民の信託と市政執行】

- ・ 「誠実かつ迅速に業務を遂行するものとします。」とあるが、あとで、市職員の項目があることから、「市民の信託に応え、」ということでは十分ではないか。
- ・ 旧久喜市自治基本条例では、その部分は、「誠実に市政を執行する責務を有する。」となっている。
- ・ 「市長と副市長の役割分担を明確にする必要」は大事な指摘である。

## 2. その他

無し

## 2. 「コミュニティ」グループ

### 1. たたき台について

#### ①前文

##### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 文案無し

##### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

##### 【その他の意見：地方自治の再構築の表現】

- ・ 2段落目の6行目の「地方自治の再構築」というと、今までのものをどこかに置いて、新たに作り直すというように受け取れる。
- ・ 地方分権が始まって、10年が経っており、既にいろいろ取り組まれている。今までやられてきたことを基にして、作り上げていくことだと思うので、再構築は違和感を覚える。
- ・ 「確立」「発展」なども考えられるが、適切な言葉がないので、起草委員会に検討を委ねる。

#### ②目的

##### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1行目の「行政及び議会の役割及び責務」は、後半の「役割及び責務」を「役割並びに責務」と修正する。

##### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

##### 【文案修正の理由】

- ・ 「及び」が続くために「並びに」とする。

#### ③定義・基本原則

##### 1) 言葉の定義

##### 《条例に盛り込む内容》

###### （市民）

- ・ 1行目の「居住し、」を「居住、」と修正する。

###### （協働）

- ・ 2行目の「地域的な課題」を「公共的な課題」と修正する。

###### （新しい公共の原則）

- ・ 「新しい公共の原則」を「公共の原則」と修正し、新しい公共の内容を文書の中に表現する。

##### 【文案修正の理由：市民】

- ・ 「し」が続くために削除する。

##### 【文案修正の理由：協働】

- ・ 「地域的な課題」とすると、神社等のお祭りも入るので、条例にはなじまないこともある。

##### 【文案修正の理由：新しい公共の原則】

- ・ タイトルの「新しい公共」という言葉は、分かりにくい。

- ・ 「新しい公共」という言葉は、使われてから既経っていて、その視点から事業も取り入れられている。
- ・ 例えば、「行政が専ら行う行政サービスに加え、これからの公共サービスは、市民及び市が協働による自治の基で、それぞれ適切に役割分担し、市民が公共サービスの一翼を担い、公共サービスの領域を広げることを言う」を参考に、起草委員会に委ねる。

**【その他の意見：「行政」の用語について】**

- ・ 3) コミュニティ活動への支援に出てくる「行政」についての定義を入れる。
- ・ コミュニティグループでは、「行政」の定義は「市長及び執行機関を言います。」となるが、他に使用している箇所との整合性を図る。

**【その他の意見：「市」の用語について】**

- ・ 市を「議会及び市長その他の執行機関」としているが、議会が含まれないところでも、「市」を使用しているように取れるので、精査して欲しい。

**④市民**

**1) 市民の定義**

《条例に盛り込む内容》

- ・ 1行目の「居住し、」を「居住、」と修正する。

**【文案修正の理由】**

- ・ 「し」が続くために削除する。

**【文案の削除】**

- ・ 市民の定義は、言葉の定義にあるので、ここから削除する方が良い。

**2) 市民の権利**

《条例に盛り込む内容》

- ・ 1行目を「市民は、この条例の目的を実現するため、市政に参画する…」と追加する。
- ・ 1行目の「まちづくりを自主的に行う権利」を「まちづくりを主体的に行う権利」と修正する。

**【その他の意見：まちづくりの権利と目的】**

- ・ 1行目の「まちづくりを自主的に行う権利」とあるが、まちづくりは広い意味で使われ、市民が行うそれぞれの活動が権利を主張すると混乱が生じる可能性がある。
- ・ 誤解を生まないためには、「～のために、～の権利がある」という権利の目的をわかりやすく示した文章形式がよい。

**3) 市民の責務**

《条例に盛り込む内容》

- ・ 目的にある「個性豊かで活力に満ちた安心・安全な地域社会」としたらどうか。

《解説・背景》

- ・ 2つ目の文案は、「本例は…」を「本条例は…」に修正する。

**【文案修正の理由】**

- ・ 1行目の「豊かな地域社会」は漠然として、市民には分かりにくい。より具体的な表現にしたらいと思う。

### 【修正文案に対する意見】

- ・ 「豊かな」の表現より良いが、少し長いと思う。
- ・ 「豊かな」の中には、心の豊かさもあり、それがわかるように表現する。
- ・ 「豊かな」の内容を、みんなの思いを入れて熟語的に表現する。
- ・ 「豊かさ」を表す言葉として、安心・安全を一言で言うと、“平和”と思う。
- ・ キーワードを探して、表現するとよいだろう。
- ・ この趣旨を活かしてもらい、起草委員会に委ねる。

## ⑤情報共有

### 2) 個人情報の保護

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 文案無し

#### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

#### 【その他の意見：個人情報の保護に対する意見】

- ・ 現在、県では、個人情報保護条例の見直しを行っている。
- ・ 緊急時や、一人暮らしの高齢者、障がいを持つ人々へ、見守りや介護等の手が届かないことが起きており、その視点からの見直しが進められている。
- ・ それに併せて、市の条例が見直される可能性が大きいので、この部分は、市の担当の箇所と調整し、内容を検討する必要があると思う。

## ⑥参加・協働

### 2) 協働

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 2行目の「地域的な課題」を「公共的な課題」と修正する。

#### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

#### 【文案修正の理由】

- ・ 協働の定義との整合性を図る。

#### 【文案の削除と文案の挿入】

- ・ この部分は、言葉の定義にあるので、削除してよい。
- ・ 3) 協働提案制度の推進（“市民の行政への参加”に変更となる）の2つ目の文案を、ここに移動し、挿入する。併せて、解説・背景の部分もここに移動する。

### 3) 協働提案制度の推進

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 2つ目の文案を、2) 協働に移動し、挿入する。

#### 《解説・背景》

- ・ 併せて、解説・背景の部分も2) 協働に移動する。

#### 【その他の意見：タイトルの変更と文案の移動】

- ・ タイトルの「協働提案制度の推進」を「市民の行政への参加」とする。
- ・ この部分は、行政の項目の箇所に移動した方がよい。

## ⑦コミュニティ

### 1) 久喜市のコミュニティ

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1つ目の文案の「（特にお年寄り等）」は、「（特にお年寄り等）」を削除する。
- ・ 1つ目の文案の「力を合わせて」の後に「自主的に」を挿入する。
- ・ 3つ目の文案に、「市民は、地域の自主的な課題解決のため、コミュニティづくり及びコミュニティ活動に関心を持ち、自発的に参加するよう努めるものとする。」（旧条例の21条1項）を挿入する。

#### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

##### 【文案修正の理由：特にお年寄り等】

- ・ お年寄りだけではなく、子どもや障がいを持つ人も市民の中に含まれる。

##### 【文案修正の理由：3つ目の文案】

- ・ 市民には、コミュニティ活動に関心を持ち、参加していく役割もある。

#### 2) 久喜市のコミュニティの定義

##### 【文案の削除】

- ・ 言葉の定義に同様の文案が記述されているので、ここから削除する。

### ⑧行政

#### 4) 財政

##### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1つ目の文案の「中長期的な視点から」を、「短期的、中期的なそれぞれの趣旨に合わせた視点から」と修正する。

##### 《解説・背景》

- ・ 文案無し。

##### 【文案修正の理由】

- ・ 短期的な視点も重要である。

#### 6) 市職員

##### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1つ目の文案で、「全体の奉仕者として」は、削除する。
- ・ 1つ目の文案で、「市の利益のために」を「市民の利益のために」と修正する。
- ・ 3つ目の文案で、「縦割りの意識でなく」の前段に、「必要な行政改革を積極的に  
行い、縦割りの意識でなく…」と修正する。

##### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

##### 【文案修正の理由：全体の奉仕者】

- ・ 全体の奉仕者という言葉は、地方公務員法にも記載されている。

##### 【文案修正の理由：市民の利益】

- ・ 「市」の定義との整合性を図る。

##### 【文案修正の理由：3つ目の文案】

- ・ 職員は、日々の行政運営の直接の責任者であり、行政運営を効率的に効果的に常に改善していく役割がある。職員には、意識改革だけでなく、行政改革を積極的に行う責務があると考ええる。

#### 7) 意見・要望・苦情等の対応

《条例に盛り込む内容》

- ・ 1つ目の文案で、「市民の要望、苦情等の内容を、市民全体の利益のために公共の視点から施策や事業に反映し」と修正する。

《解説・背景》

- ・ 文案無し

【文案修正の理由】

- ・ 「市民の要望、苦情等の内容を施策や事業に反映し」とすると、市民の要望・苦情が全て施策や事業に反映するようにとられる危険もある。

【その他の意見：第三者機関】

- ・ 要望・苦情に対応する、第三者機関は必要ではないか。
- ・ そうなると、迅速な対応にならないこともある。

⑨議会

1) 議会の役割

《条例に盛り込む内容》

- ・ 4つ目の文案で、「最少で最適な議員数」を「最適な議員数」と修正する。

《解説・背景》

- ・ 文案無し

【文案修正の理由】

- ・ 「最少で最適な議員数」とあるが、最適なものが最少とは限らない。最適なことが重要である。

⑩条例の実効性担保運用

3) 検証および見直しの組織

《条例に盛り込む内容》

- ・ 1つ目の文案で、「市民で構成される組織を設け、」を、「市民や専門家等の中立的な第三者で構成される組織を設け」の表現にする。

《解説・背景》

- ・ 文案無し

【文案修正の理由】

- ・ 自治基本条例の検証を行うとなると、この条例に関することは、行政の全般に渡り、議会にも関連する。法的なものや専門的な知識も要求される。
- ・ 市民だけで構成される組織で検討することは問題が生じると考える。
- ・ 学識経験者や第三者の専門家等の中立的な人の参加が必要と思う。

### 3. 「行政」グループ

#### 1. たたき台について

##### ①前文

###### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1段落目の1～2行目の「市域全域」を「市全域」とする。
- ・ 1段落目の4行目の「交通体系」を「交通網」とする。
- ・ 1段落目の4行目の「良好な交通体系」の「良好な」は削除でも良いのではないか。
- ・ 1段落目の5行目の「伝統・文化と、」を「伝統・文化、」とする。
- ・ 4段落目の3行目の「平和」を「安心・安全」とする。

###### 【文案修正の理由：1段落目1～2行目】

- ・ 「市域全域」よりも「市全域」の方が分かりやすい。

###### 【文案修正の理由：1段落目4行目】

- ・ 「体系」という表現よりは「網」の方が適当である。

###### 【文案修正の理由：1段落目4行目】

- ・ 「良好な」は無くても意味が通じる。

###### 【文案修正の理由：1段落目5行目】

- ・ 「伝統・文化」とその後の「教育に熱心な風土」をつなげる。

###### 【文案修正の理由：4段落目3行目】

- ・ 現代において「平和」よりも「安心・安全」を使う方が適切である。

###### 【その他の意見：前文について】

- ・ 2段落目の5行目の「事態を招来し、」は表現としておかしくないだろうか。
- ・ 2段落目の最後の「中央集権型の…」の文章を、2段落目の最初へ持っていく。
- ・ 4段落目の「平和で…」からを改行し、5段落目として条例を制定する意思表示の文章とする。
- ・ 2段落目の文章が長すぎる。

##### ②目的

###### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1行目は「行政及び議会の役割及び責務」を「行政・議会の役割と責務」とする。
- ・ 4行目の「安心・安全な」を「誰もが安心・安全で暮らせる」とする。

###### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

###### 【文案修正の理由：1行目】

- ・ 「及び」が連続している。

###### 【文案修正の理由：4行目】

- ・ 誰もが安心・安全で暮らせるまちとしたい。

###### ・ ③定義・基本原則

###### ・ 1) 言葉の定義

###### ・ 《条例に盛り込む内容》

###### (新しい公共の原則)

- ・ 「協働による自治の下で」ではなく「協働による自治の基で」ではないか。

- ・ この定義はこのままで良い。

#### (市)

- ・ 市の定義はこのままで良い。

#### 《解説・背景》

- ・ 文案無し。

#### 【文案修正の理由：新しい公共の原則】

- ・ これからの久喜市の基本となる条例のため、「下」ではなく「基」とすべきではないか。

### ④市民

#### 2) 市民の権利

##### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 文案無し

##### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

#### 【その他の意見：まちづくりを自主的に行う権利】

- ・ 違和感があるために、この部分だけ削除したらどうか。
- ・ 「まちおこし」が良いのではないか。
- ・ 「自主的」としているため、このままでも良いのではないか。

### ⑥参加・協働

#### 4) 附属機関（審議会等）への市民の参加

##### 《条例に盛り込む内容・行政グループの案》

- ・ 2つ目の文案は、「積極的に参加する市民のためにも」を「市民参加を促進するため」とする。

##### 《解説・背景》

- ・ 「テーマに合致する市民を委員に入れる」を追加する。

#### 【文案修正の理由】

- ・ 市民参加を促進させることを明確にする。

### ⑧行政

#### 1) 計画性のある市政運営

##### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1つ目の文案は、「市は、自治基本条例の下、総合振興計画との整合性を図ります。」とする。
- ・ 2つ目の文案は、「必要に応じて見直します」を「定期的な見直しが必要です」とする。
- ・ 3つ目の文案は、「市民を入れた形で行い」を「市民を参画して行い」や「市民参加の下に行い」とする。

##### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

#### 【文案修正の理由：1つ目の文案】

- ・ 自治基本条例があつて総合振興計画があることを明確にする。

**【文案修正の理由：2つ目の文案】**

- ・ 必要に応じてという曖昧な表現ではなく、定期的と明確にする。

**【文案修正の理由：3つ目の文案】**

- ・ 「入れた」とする表現は行政サイドからの見方のため、表現を改める。

**【その他の意見：他を規制することへの懸念】**

- ・ この条例が、他を規制するような内容になるのはどうかと考えられる。

**2) 透明性の確保・説明責任**

**《条例に盛り込む内容》**

- ・ 1つ目と2つ目の文案を一本化し、「市は、市民の権利と利益の保護のために、市の申請等の基準と手続きを明らかにし、透明で公正な行政手続きの確保に努めます。」とする。
- ・ 3つ目と4つ目の文案を一本化し、「政策の立案段階から情報発信をしっかりと行い、各段階で市民に分かりやすく、工夫して説明しなければならず、その説明責任を有します。」とする。
- ・ 説明責任の文案には旧条例の第11条をそのまま使い、「市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、その内容を市民に分かりやすく説明します」とする。

**《解説・背景》**

- ・ 文案無し

**【文案修正の理由：1つ目と2つ目の文案】**

- ・ この部分は透明性の確保を表しており、一本化する方が分かりやすい。

**【文案修正の理由：3つ目と4つ目の文案】**

- ・ この部分は説明責任を表しており、これも一本化すると分かりやすい。

**【項目を分ける必要性】**

- ・ 「透明性の確保」と「説明責任」は項目別にする必要がある。

**3) 行政評価**

**《条例に盛り込む内容》**

- ・ 2つ目の文案は、「反映させ、」を「反映させるとともに、」とする。
- ・ 3つ目の文案は、「行政評価では、」を「行政評価は、」とする。
- ・ 4つ目の文案は、「事業仕分け」を「事業見直し」の言葉に変える。
- ・ 2つ目と3つ目の文案の順番を入れ替える。

**《解説・背景》**

- ・ 文案無し。

**【文案修正の理由：2つ目の文案】**

- ・ 反映と公表を分けるのではなく、連続したものと表現する。

**【文案修正の理由：3つ目の文案】**

- ・ 「行政評価は」と、断定の表現とする。

**【文案修正の理由：4つ目の文案】**

- ・ 事業仕分けは現在、流行の感があるが、今後、全国で継続されるかどうかは分からない。また、表現は強いなら変える必要があると思われる。

**【その他の意見：言葉の使い方】**

- ・ 「行政評価」とは何を指すのか、その定義が分かりにくい面がある。

- ・ 「事業仕分け」の言葉をどうするか。

#### 4) 財政

##### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1つ目の文案は、「最少の経費で最大の効果を上げるように努め、」を削除する。ただし、「最少の経費で最大の効果を上げるように努め」の文案は、「市の責務」で活かす。

##### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

##### 【文案修正の理由】

- ・ 「最少の経費で最大の効果」と「効率的で効果的な財政の活用」は同様の意味である。

#### 5) 市長

##### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1つ目の文案は、「業務」を「市政運営」とする。

##### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

##### 【文案修正の理由】

- ・ 市長が遂行するのは業務ではなく市政運営である。

#### 6) 市職員

##### 《条例に盛り込む内容・行政グループの案》

- ・ 1つ目の文案は、「全体の奉仕者」を「市民の奉仕者」とする。
- ・ 1つ目の文案は、「市の利益」を「市民の利益」とする。
- ・ 1つ目の文案は、「能力や技術等の向上」を「知識・技能の向上」とする。
- ・ 3つ目の文案は、「臨みます」を「遂行します」とする。

##### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

##### 【文案修正の理由：市民の奉仕者】

- ・ 法律では「全体の奉仕者」とされているが、久喜市の条例であるため、「市民の奉仕者」とする。

##### 【文案修正の理由：市民の利益】

- ・ 「市」の定義の関係から、このままでは整合性が図れない。

##### 【文案修正の理由：知識・技能の向上】

- ・ 旧条例でも「知識・技能」としており、ここでもその用語を使用する。

#### 7) 意見・要望・苦情等への対応

##### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1つ目の文案は、「保護に努めます」で切り、それ以降の「市民の要望…」を一文とする。

##### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

##### 【文案修正の理由】

- ・ 文案が長いために、途中で切った方が分かりやすい。

## 2. その他

### 【「分かる」の表記方法】

- ・ たたき台では「分かる」となっているが、「分かる」は他にも、「解かる」や「わかる」と表記される場合がある。今回の提言書ではどう表記すべきか。

## 4. 「議会」グループ

### 1. たたき台について

#### ①前文

##### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1段落目の6行目の「今日の久喜市に受け継がれてきました。」を「今日の久喜市に受け継がれ、築かれてきました。」に修正する。
- ・ 2段落目の1行目の「先人たちによって築かれてきた久喜市ですが、社会環境は大きく変貌し、」を「しかし、時代は大きく変貌し、」に修正する。
- ・ 3段落目の1行目の「このような認識のもとに、私たち市民は、市と市民が共に力を合わせて…」を、冒頭の「このような認識のもとに、」を削除し、「私たち市民は、市と市民が共に力を合わせて…」とする。
- ・ 4段落目の1行目の「そのためには、市民自治の基本的な理念を確立し、」において、冒頭の「そのためには、」を削除する。

##### 【文案修正の理由】

- ・ 各文章の冒頭では、前の文章を受けた“つなぎ文”のような表現は避けるようにする。“つなぎ文”を削除しても意味は通じるし、すっきりする。また、削除する事によって、文中に書かれてある内容を強く意識させることとなる。
- ・ 重複した内容、表現は避けるようにする。
- ・ 前文の文章の末尾は、日本国憲法のように「である」調が格調高く感じられもするが、たたき台原案の通りに「ですます」調の方が市民にとって、優しい表現であり、分かり易くて良い。

#### ②目的

##### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 「役割及び責務」を「役割・責務」とし、「市民の権利及び責務」の「権利及び責務」を削除し、「本市における市政運営の原則、行政及び議会の役割・責務に関する基本的な事項を定めるとともに、市民の市政への参画と協働を明らかにする…」と修正する。

##### 【文案修正の理由】

- ・ 「及び」の連続表現を避けるようにする。
- ・ 4. 市民の2) 市民の権利では、「市民は、市政に参画する権利…を有します」とあり、市政に参画することは市民の権利の範疇である。従って、「市民の権利及び責務並びに」を削除しないと文意が正確にならない。

#### ③定義・基本原則

##### 1) 言葉の定義

##### 《条例に盛り込む内容》

##### (市民)

- ・ 「市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で事業を営み、又は活動するもの…」を「市内の居住者、市内への通勤・通学者及び市内の事業者、又は活動する者を…」に修正する。

### 【文案修正の理由】

- ・ 重複した表現を避け、簡潔、正確に定義する。

(市)

- ・ タイトルの(市)を(市政)に修正する。

### 【文案修正の理由：項目タイトル修正の理由等】

- ・ 市民は、「市」という言葉に対して、市の行政だけではなく、市を構成している人口、地形的状況、社会的状況などの色々な要素をイメージする。したがって、定義として記述されている内容は市の行政、議会を記述されているので、「市政」とするのが良い。

### 【その他意見：「市」と「行政」の整合性】

- ・ たたき台原案には、「市は、」という表現と「行政は、」という表現がある。「行政は、」には市だけでなく県、国も含まれるのだろうが、統一整理が必要である。

## ⑤議会

### 1) 議会の役割について

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 文案無し

#### 《解説・背景》

- ・ 「議会は、効率的な議会運営をするとともに、議員の定数や議員に要する費用等市政の健全化に寄与するように努めなければならない。」を追加する。

### 【その他意見：最少で適正な議員数の表現について】

- ・ 「最少で適正な議員数」について、事務局からの提案があるが、議会グループとしては「最少」を削除せず、たたき台原案の通りとしたい。但し、全体的な調整で削除せざるを得ない場合には、「最少」を削除し「適正な議員数により」とするが、3月19日の議員との意見交換を踏まえて最終判断をする。

### 2) 議員の役割・責務について

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1つ目の文案で、「議員は、市民の一代表者として、市民の意見を積極的に把握し、市政に反映するように努めるものとします。」を、「議員は、有権者によって選挙され政治権限を信託された市民の代表者としての政治責任を負い、市民の意見を積極的に把握し、市政に反映するように努めるものとします。」に修正する。
- ・ 「議員は、市民の福祉の向上と市政の発展のために、」を「議員は、市民福祉の向上と市政発展のために、」に修正する。

### 【文案修正の理由：1つ目の文案】

- ・ 議員は政治的権限と政治的責任を負っていることを明記する。

### 【文案修正の理由：2つ目の文案】

- ・ 「の」の連続使用を避ける。

## 5. 「条例の実効性担保・運用、住民投票」グループ

### 1. たたき台について

#### ①前文

##### 1) 前文

###### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 3段落目の1行目の「公共の領域を担う「新しい公共」の概念を持って」を「まちづくりを推進し」と変更する。

###### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

###### 【文案修正の理由：新しい公共について】

- ・ 新しい公共と言うが、栗橋では以前より行政と町民が協力してまちづくりを行ってきており、「新しい」という表現はなじまない。「まちづくり」で良いのではないか。

###### 【その他意見：用語の統一】

- ・ 市民と住民など、類似の用語は統一した方が良い。
- ・ 市民の定義等が定まったら、整理が必要だ。

#### ②目的

##### 1) 目的

###### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 文案無し

###### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

###### 【その他意見：市民自治】

- ・ 市民だけで行うように見えるので、表現を再検討した方が良い。

#### ④市民

##### 1) 市民の定義

###### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 文案無し

###### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

###### 【その他意見：市民の考え方】

- ・ まちづくりに参画することが、市民の権利及び責務であれば、今の市民の定義でも良いのではないか。
- ・ 市民の定義は絞らないと、後で使う時に困るのではないか。

##### 2) 市民の権利

###### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 「市政に参加する権利、まちづくりを自主的に行う権利」を「市政やまちづくりに参画する権利」に変更する。

#### 《解説・背景》

- ・ まちづくりは、市民だけで行うこと及び市民と市が協働で行われることの両方が含まれている。

#### 【文案修正の理由：まちづくりを自主的に行う権利】

- ・ 自主的にとは、市民が自ら積極的に行うことを示しているのではないか。
- ・ まちづくりには、お祭りや美化運動等も含まれていて、広い意味での活動を示している。また、市政もまちづくりに含まれるのではないか。

### 3) 市民の責務

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 1つ目の文案で、「まちづくりに参加し」を「まちづくりに参画し」に変更する。

#### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

#### 【その他意見：権利と責務の関係】

- ・ 権利と責務は表裏一体なので内容を揃えた方が良いのではないか。

## ⑥参加・協働

### 2) 協働

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 「地域的な課題の解決に」を「まちづくりに」に変更する。

#### 《解説・背景》

- ・ 市と市民が対等な立場で協力し合うことが大切だ。

#### 【文案修正の理由：地域的な課題について】

- ・ 地域的な課題と表現すると、範囲が狭いような印象を受ける。全市的な事もあれば地域を限定する事もあり、どちらにも取れるように「まちづくり」と表現したかどうか。

## ⑧行政

### 3) 行政評価

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 文案無し

#### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

#### 【その他意見：外部評価について】

- ・ 外部評価をする場合には、一部の人々の意見だけではなく、広く市民に問わなければならないのではないか。
- ・ 行政評価への市民参画は良い内容だと思う。

### 6) 市職員

#### 《条例に盛り込む内容》

- ・ 文案無し

#### 《解説・背景》

- ・ 文案無し

**【その他意見：内容について】**

- ・市職員で示されている内容は細かすぎるのではないか。県内の他自治体の自治基本条例で示されているような、もう少し包括的な表現が良いのではないか。

**⑨議会**

**1) 議会の役割について**

**≪条例に盛り込む内容≫**

- ・4つ目の文案で、「最少で適正な」を「適正な」に変更する。

**≪解説・背景≫**

- ・文案無し

**【文案修正の理由：議員数について】**

- ・議員数を最少にするのが適正かは判断できないので、数は必要ないのではないか。

**【その他意見：議会基本条例について】**

- ・今後、議会基本条例を作るかどうかの情報提供や、策定するのであれば議会基本条例で規定する事柄との整合性を取るべきではないか。

**2) 議員の役割・責務について**

**≪条例に盛り込む内容≫**

- ・3つ目の文案で、「新しい情報技術を活用して」を「多様な手法により」と変更する。

**≪解説・背景≫**

- ・文案無し

**【文案修正の理由：新しい情報技術を活用して】**

- ・久喜市の議員34名中、HPを持っているのは半数以下となっている。
- ・全ての市民がインターネットを使いこなすことが出来るわけでもないので、新しい技術とインターネットを推測させる表現に限定するのではなく、多様な手法という全力を尽くして伝えるような表現に変更したらどうか。

**⑩条例の実効性の担保・運用**

**3) 検証および見直しの組織**

**≪条例に盛り込む内容≫**

- ・文案無し

**≪解説・背景≫**

- ・文案無し

**【その他意見：学識経験者の参加について】**

- ・今までの旧市町の場合、町会長等を長く続けている人も「識見を有する」として選出されていたが、この検証及び見直しの組織ではそのような人々は学識経験者の枠から外すべきだ。
- ・学識経験者とは、大学等で研究をしている教授・准教授といった地位に就いている人や、弁護士等の国家資格を有する人とすべきだ。学識経験者をこのように定義するのであれば、学識経験者がメンバーとして参加しても良い。

**【その他意見：行政の参加について】**

- ・行政は事務局として参加するため、行政からのアドバイスは得られるはずなので、行政はメンバーから外して良い。

### 【その他意見：事業者について】

- ・旧久喜市自治基本条例では、自治基本条例委員会の委員として「(2)市内で事業を営み、又は活動する者の代表者」とあるが、これは現在検討中の市民の定義に含まれているのであえて記述する必要はないのではないか。

## 2. その他

### 1) 地域特性への配慮について

- ・合併により市域が広がったため、地域事情等が市や議員に伝わりにくくなったと感じる。住宅地エリアの意見ばかりが優先されて、農業エリアの意向が反映されにくくなっている。地域の意見をより丁寧に聞く姿勢が市や議員に必要なのではないか。
- ・地域性を反映させた行政評価や行政評価のメンバーの選任を地域ごとに行う等はできないか。